

2026年4月23日

各 位

会 社 名 太洋基礎工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 六鹿 敏也
(東証スタンダード市場、コード1758)
問合せ先 執行役員管理本部長 庄田 政義
(TEL 052-362-6351)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年5月22日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 4,757株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,528円
(4) 処 分 総 額	12,025,696円
(5) 処分先及びその人数 並びに割り当てる株 式 の 数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名 4,239株 当社の執行役員 6名 518株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年3月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。

また、2025年4月23日開催の第58期定時株主総会において、本制度に基づく譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額40百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、本制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は年3万株以内とすること及び譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当てを受けた日から対象取

締役が当社の取締役の地位を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

さらに、2026年4月23日開催の第59期定時株主総会において、譲渡制限期間を譲渡制限付株式の割当てを受けた日から、対象取締役が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間とすることについて、ご承認をいただいております。

なお、対象取締役のほか、当社の執行役員に対しても、本制度の割当対象者としております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において本制度の目的、当社の業績、その他諸般の事情を勘案の上、当社の対象取締役7名及び執行役員6名（対象取締役と併せて、以下「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計12,025,696円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給し、割当対象者が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産とすることで、当社普通株式4,757株を割当ててることを決議いたしました。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と割当対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

割当対象者は処分期日から割当対象者が当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日又は処分期日の属する事業年度に係る当社の半期報告書が提出される日のいずれか遅い日までの期間、割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日までの期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が譲渡制限期間中に死亡、任期満了、定年その他当社の取締役会が正当と認める事由により退任又は退職した場合、処分期日を含む月から当該退任又は退職日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時又は上記（2）で定める譲渡制限の解除時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者が岡三証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、処分期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果、1を超える場合には1とする。）に、当該時点において保有する本割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、恣意性を排除するため、2026年4月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,528円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、割当対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上